平成２４年（フ）第１２７２号
名古屋市熱田区千年１丁目22番24号　ドール神宮南106号、住民票上の住所名古屋市熱田区大宝１丁目２番３号　ヴェルクレート日比野Ｂ棟1303号髙橋方
債務者　安部　　治
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５７号
神戸市垂水区端ヶ丘８番17号　端ヶ丘ビラ101号
債務者　左　幸志郎
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０３号
神戸市兵庫区御崎町２丁目16番25―431号
債務者　山本　　心
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０９号
熊本県合志市幾久富1866番地1578
債務者　藤田　節子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８１５号
東京都昭島市拝島町３丁目９番１―407号
債務者　若山　　優
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３０７号
川崎市宮前区有馬７丁目11番３―103号
債務者　深見　直美
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
川崎市宮前区神木本町２丁目１番４―601号
債務者　末岡　亜矢
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
川崎市川崎区浜町１丁目22番９号
債務者　吉原　　篤
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３２号
川崎市中原区上小田中３丁目13番25号　晴峰ハイツ207
債務者　鈴木　敏和
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
川崎市中原区上小田中３丁目13番25号　晴峰ハイツ207
債務者　鈴木グロリア　キシドこと　ＳＵＺＵＫＩ　ＧＬＯＲＩＡ　ＱＵＩＳＩＤＯ
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３５号
川崎市麻生区高石１丁目13番４号　モンテベルテ201、前住所名古屋市緑区神の倉４丁目74番地
債務者　板谷　賢諭
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３７３号
川崎市多摩区宿河原２丁目37番15―302号
債務者　澤村　　茂
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６４３号
横浜市泉区中田南５丁目64番19―302号
債務者　葛西　惠美
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７２０号
神奈川県大和市中央林間２丁目20番14号　ハイツ優102号
債務者　植松　直樹
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７３０号
横浜市旭区二俣川２丁目１番地９　プレステージ202号
債務者　長内　芳恵（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７３２号
神奈川県大和市南林間６丁目11番19号　コーポ南林間202
債務者　小松　孝次
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部